

社会保障審議会 介護保険部会(第64回)	資料2
平成28年9月23日	

介護保険総合データベースの活用

介護保険総合データベースの活用について

現状・課題

現在、介護保険法第197条第1項の規定に基づき、介護保険給付費に関するデータを収集し、平成25年度から、厚生労働省が管理するサーバー内へ保管しているところ（介護保険総合データベース（以下、「介護DB」という。））。

介護保険法第197条第1項

厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、保険給付の効果に関する評価のためその他、必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。

保管されている主なデータ

・介護給付費請求書（介護レセプト）データ

… 国民健康保険団体連合会を經由して、保険者へ請求される介護保険レセプトデータを個人情報匿名化した上で収集（件数：約5.2億件（H24.4～H27.10））

・要介護認定データ

… 市町村が要介護認定に用いた調査項目及び判定結果等のデータを市町村が専用ソフトを用いて個人情報匿名化し、収集（約4,058万件（H21.4～H28.5）、収集自治体1362/1579保険者（H28.1現在））

介護DBのデータは、現行では行政のみが利用しており、全国の保険者の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握し、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有するための「地域包括ケア『見える化』システム」において、介護DBのデータの分析結果等を活用している。

また、介護DBのデータを第三者（大学や研究機関等）からの依頼に応じて、集計・提供した実績はない。

介護保険総合データベースの活用について

現状・課題

レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下、「NDB」という。）については、現在、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」等に基づき、一定の要件のもとで、第三者提供を行っている。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、医療・介護の総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析や「見える化」を推進していくとされている。これも踏まえ、医療と介護のデータを合わせて、どのような分析・利活用が可能かについて、現在、「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」においても議論が行われているところである。

介護保険総合データベースの活用について

現状・課題(参考)

【NDBの関係規定】

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 抄

第16条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針(平成22年厚生労働省告示第424号)

第2 データの利用目的

1 データの利用目的

- (1) データは、法第16条第1項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
- (2) 都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、法第9条第6項及び第15条第1項の規定に基づき、都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は、(1)の調査及び分析結果のほか、当該求めに係るデータを都道府県知事に提供することができる。

第3 データの提供

1 利用及び提供の制限

- (1) 第2に規定する場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

厚生労働省、その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、医療サービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

に規定する以外の場合であって、に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの使用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

- (2) (1)のいずれかに該当する場合にあっては、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上でデータを提供するものとする。

介護保険総合データベースの活用について

論点

保険者による地域の実態把握・課題分析のための基盤を整備し、都道府県・市町村の介護保険事業計画の作成、実施及び評価、並びに国民の介護保険事業の運営に関する実情の把握に資するため、市町村による国に対する介護給付費や要介護認定等に関するデータの提出を法律上位置づけるとともに、国は、市町村から提供されるデータを集計・分析し、地域包括ケア「見える化」システムを通じて、各都道府県・市町村の地域分析に資するようなデータ（地域差に関するデータを含む。）を提供することとしてはどうか。

(資料1 P.2 論点【再掲】)

NDBの取組を踏まえ、データベースをより有効活用するために、データの利用目的が公益性の高い場合には、第三者提供を可能にしてはどうか。その場合の、データを提供する対象、データ利用に係る手続き等については、別途、検討の場を設けて検討することとしてはどうか。

医療と介護のデータを合わせた分析・利活用については、「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」の議論の状況を踏まえつつ、検討していくこととしてはどうか。